

令和元年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案概要書

令和元年8月27日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 3 件 〕

報告第 4 号	平成 3 0 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	1
報告第 5 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	2
報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	3

### ○ 条例に関する議案〔 9 件 〕

議案第 51 号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について【新規】	……………	4~7
議案第 52 号	かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	8
議案第 53 号	かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について【廃止】	……………	9
議案第 54 号	かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について【新規】	……………	10
議案第 55 号	かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について【新規】	……………	11

議案第 56 号	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定について【新規】	12
議案第 57 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 58 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 59 号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15

#### ○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 60 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）	16～18
議案第 61 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	19
議案第 62 号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	20
議案第 63 号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	21

#### ○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 64 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）請負契約の締結について	22
----------	--	----

○ 財産の取得に関する議案〔 1 件 〕

議案第 65 号	かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得について	23
----------	-------------------------	----

○ 決算に関する議案〔 7 件 〕

議案第 66 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	24
議案第 67 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	25
議案第 68 号	平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	26
議案第 69 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	27
議案第 70 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	28
議案第 71 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29
議案第 72 号	平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	30

報告第4号	平成30年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
-------	------------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

2 内 容

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

比率区分	平成30年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	13.20	20.00
連結実質赤字比率	—	18.20	30.00
実質公債費比率	9.9	25.00	35.00
将来負担比率	55.9	350.0	

(2) 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	平成30年度 決算	経営健全化 基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

[ 市長公室：政策経営課 ]

## 1 要 旨

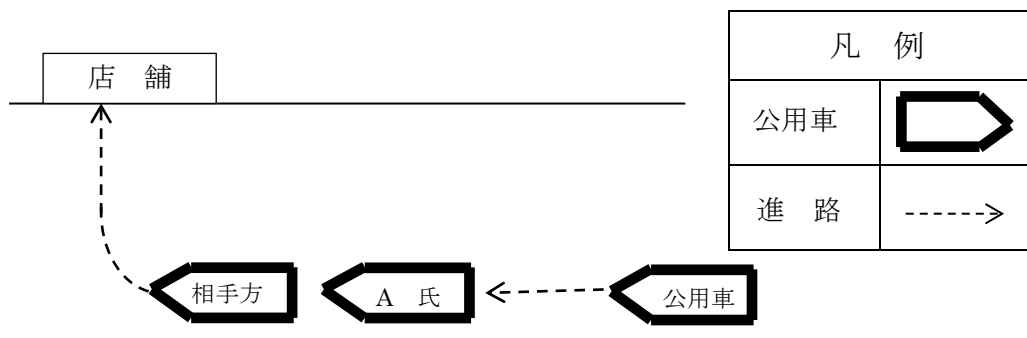
公用車の事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

## 2 内 容

(1) 相手方 水戸市在住の個人

(2) 事故の内容 平成31年4月11日に水戸市吉沢町地内において、公用車が水戸市道走行中に右折するために停車していた相手方の車の後に停車していたA氏の車へ後方から衝突し、A氏の車が相手方の車に玉突き衝突した。

(3) 事故発生状況図



## 3 専決処分日

令和元年7月6日

[ 総務部：検査管財課 ]

報告第6号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

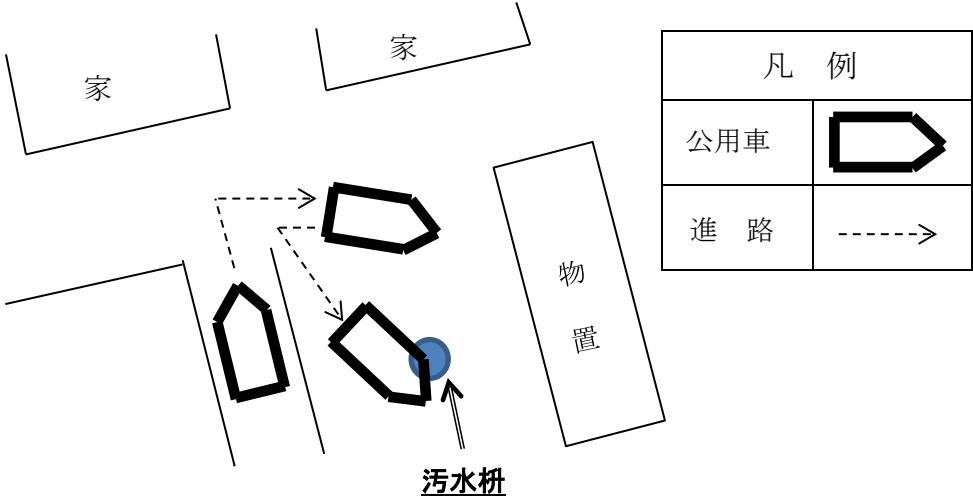
1 要 旨

公用車の事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 内 容

- (1) 相手方 かすみがうら市岩坪在住の個人
- (2) 事故の内容 令和元年6月6日に岩坪地内において、道路で車両を転回しようとした際、道路が狭隘であったため、相手方所有地の物置前のスペースで数回切り返しを行っている最中に、地面に隠れていた汚水柵を左前輪で破損した。

(3) 事故発生状況



3 専決処分日

令和元年8月3日

[ 総務部：検査管財課 ]

議案第 5 1 号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>すべての市民の健康づくりを推進し、並びに福祉の増進及び市民交流の促進を図るとともに、地域の活性化に寄与するため、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザを設置する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 名称及び位置 (第 2 条)</p> <p>ア 名称 かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザ</p> <p>イ 位置 かすみがうら市宍倉 5 4 6 2 番地</p> <p>(2) ウエルネスプラザで行う主な事業 (第 4 条)</p> <p>ア 健康づくりの支援に関すること。</p> <p>イ トレーニングに係る指導及び助言に関すること。</p> <p>ウ 市民交流及び公民館活動の支援に関すること。</p> <p>エ 社会福祉を目的とする事業の支援に関すること。</p> <p>オ 高齢者の知識と経験を生かした活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 施設構成 (第 5 条)</p> <p>・健診室及び研修室、トレーニングルーム、シャワールーム及びロッカールーム、音楽室、調理室、軽運動室、多目的室、体育館</p>	



(4) 休館日及び開館時間（第6条、別表第1）

施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室、 音楽室、調理室、 軽運動室、多目的室、 体育館	毎月第2火曜日（休日 の場合は直後の平日） 12月29日～1月3日	平日 9：00～22：00 休日 9：00～19：00
トレーニングルーム、 シャワールーム及びロ ッカールーム	毎月第2火曜日（休日 の場合は直後の平日） 12月31日～1月1日	平日 9：00～22：00 休日 9：00～19：00

(5) 使用料（第9条）

ア 貸切り使用料（公の施設の使用料等に関する条例）

1時間あたり使用料		市内	市外
健診室・研修室（101号室）		340円	510円
健診室・研修室（102号室）		340円	510円
音楽室（201号室）		440円	660円
多目的室（202号室）		340円	510円
多目的室（203号室）		340円	510円
軽運動室（204号室）		280円	420円
多目的室（205号室）		780円	1,170円
調理室（健康キッチン）		380円	570円
体育館	施設使用料	400円	600円
	照明使用料	160円	160円

イ 個人の使用料（別表第2）

【トレーニングルーム】

区分		金額	
		右記以外	高齢者、障害者
1回の使用に係る使用料	市内在住・在勤者	400円	300円
	上記以外	400円	400円
11回分の使用に係る使用料	市内在住・在勤者	4,000円	3,000円
	上記以外	4,000円	4,000円
3月分の定額使用料 (市内在住・在勤者に限る。)		12,000円	9,000円

【シャワールーム及びロッカールーム】

区分		金額
1回の使用に係る使用料	未就学児	無料
	トレーニングルームを使用する者	無料
	上記以外	200円

(6) 指定管理者による管理（第17～20条）

- ・ウエルネスプラザの管理は、指定管理者に行わせる予定。

(7) 関連施設の条例改正等

ア 旧小学校体育施設条例の改正（附則第6項）

- ・旧穴倉小学校の屋内体育施設（体育館）は、ウエルネスプラザの一施設として管理運営するため、同条例における位置付けを削除する。

イ 旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の改正（附則第7項）

- ・旧志士庫地区第1公民館の機能は、ウエルネスプラザに移転するため、同条例における位置付けを削除する。

ウ 保健センター設置及び管理に関する条例の改正（議案第52号）

- ・保健センターの位置をウエルネスプラザと同所とする。

エ 高齢者センターの設置及び管理に関する条例の廃止（議案第53号）

- ・高齢者センターの機能は、ウエルネスプラザに移転するため、同条例を廃止する。

※ 千代田高齢者センターを使用し事業を実施している教育支援センターは、新たに教育支援センターの設置及び管理に関する条例を制定（議案第54号）し、現施設において事業を継続する。

### 3 施行期日（供用開始日）

ウエルネスプラザの供用開始日は、条例の公布日から1年を超えない範囲内において定める。

議案第 5 2 号	かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの新設に伴い、霞ヶ浦保健センター及び千代田保健センターを当該施設に移転するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 保健センターの名称及び位置の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「霞ヶ浦保健センター かすみがうら市深谷 3 6 7 1 番地 2」及び「千代田保健センター かすみがうら市上土田 4 3 3 番地 2」を、「かすみがうら市保健センター かすみがうら市宍倉 5 4 6 2 番地」に改正。</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の施行の日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：健康づくり増進課 〕</p>	

議案第53号	かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について【廃止】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの新設に伴い、かすみがうら市高齢者センターの機能を当該施設に移転するため、条例を廃止するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市高齢者センターの廃止。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関する 条例の施行の日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第54号	かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの新設に伴う高齢者センターの機能移転により、廃止となる施設を教育支援センターとして設置するため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 設置の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の学齢児童生徒及び未就学児の就学、進学、いじめ、不登校その他の教育に関する相談及び支援を行うため、かすみがうら市教育支援センターを設置する。</li> </ul> <p>(2) 名称及び位置</p> <p>ア 名称 かすみがうら市教育支援センター</p> <p>イ 位置 かすみがうら市中佐谷1205番地</p> <p>(3) 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育相談に関すること。</li> <li>イ 支援に関すること。</li> <li>ウ センターの管理に関すること。</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行の日</p> <p style="text-align: right;">〔 教育委員会：学校教育課 〕</p>	

議案第 5 5 号	かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）が制定され、本年度から森林環境譲与税が市町村及び都道府県に対して交付されることから、基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>森林環境譲与税については、法令により森林整備や森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に使用する必要があることに加え、その使用実績を公表する必要があることから、一般財源との区分を明確にするため、基金において経理する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第 5 6 号	かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>県のガイドラインに基づき、太陽光発電施設を設置しようとする事業者から事業概要書の提出を求めているが、昨今の当該設備に係る苦情やトラブルが増加傾向にあることを踏まえ、設置にかかるルールをより明確化するため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 太陽光発電設備を設置しようとする設置者や管理者、市等の責務や役割などを定めるとともに、事業実施にあたっての手続き等を明文化するもの。</p> <p>ア 第 3 条から第 6 条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者や管理者、市等の責務</li> </ul> <p>イ 第 7 条から第 1 6 条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置にあたって必要な手続き、特定設置者の協定締結、増築等への準用、管理者の設置等</li> </ul> <p>ウ 第 1 7 条～第 2 0 条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市による報告の徴収、立入検査、指導・助言・勧告等</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 2 年 1 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：生活環境課 〕</p>	



議案第57号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことに伴い、かすみがうら市手数料条例で定める手数料の金額のうち標準額の見直しがあったものについて改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

(1) 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第2中、次の事務に係る手数料を改める。

ア 消防法第11条第1項の規定による設置の許可の申請に対する審査

区分	改正前	改正後
製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料		
貯蔵所		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,580,000円	1,590,000円
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,940,000円	1,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,260,000円	2,270,000円

3 施行年月日

令和元年10月1日

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第 5 8 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年法律第 1 5 2 号）の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 4 9 年自治振第 1 0 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正されたため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 当該政令により住民票等に旧氏の記載が可能となることから、旧氏記載者の印鑑登録証明書へも旧氏を記載することとする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和元年 1 1 月 5 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：市民課 〕</p>	

議案第 59 号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が 6 月 14 日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されたため、及び消防団員が必要な会議及びイベントの広報活動等に参加した際の費用弁償を規定するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 第 4 条の欠格条項において、成年被後見人又は被保佐人の規定の削除。</p> <p>（2） 第 13 条の費用弁償において、必要な会議及びイベントの広報活動等に参加する場合の規定として、下記による規定の追加。</p> <p>ア その他市長が別に定める場合 1 回につき 2,000 円</p> <p>3 施行年月日</p> <p>（1） 令和元年 12 月 14 日</p> <p>（2） 令和元年 10 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 消防本部：消防総務課 〕</p>	

議案第60号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9千663万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ188億2千445万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方譲与税	226,000	2,966	228,966
国庫支出金	2,140,742	29,727	2,170,469
県支出金	1,222,491	33,575	1,256,066
繰入金	1,952,543	△19,793	1,932,750
諸収入	212,833	95,360	308,193
市債	1,810,600	54,800	1,865,400
歳入合計	18,627,822	196,635	18,824,457

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2,559,584	20,685	2,580,269
民生費	6,055,161	3,054	6,058,215
農林水産業費	645,046	26,317	671,363
商工費	657,513	146,579	804,092
歳出合計	18,627,822	196,635	18,824,457

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
市民活動支援事業（政策）	751	市民協働課
公有財産調整事業（政策）	2,178	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
基金運用事業	2,966	政策経営課
企画調整事業（政策）	2,057	政策経営課
あじさい館管理事業	12,733	介護長寿課
イ 民生費の事業費		
子ども・子育て支援新制度事業	18	子ども家庭課
私立保育所事業（政策）	3,036	子ども家庭課
ウ 農林水産業費の事業費		
農地維持・資源向上対策事業	26,317	農林水産課
エ 商工費の事業費		
プレミアム付商品券事業（政策）	117,319	観光商工課
雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）	8,732	観光商工課
古民家活用推進事業（政策）	20,528	地域未来投資推進課

## (4) 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事項	限度額補正前	限度額補正後
かすみがうら市水族館指 定管理料	39,000	39,525

(5) 地方債補正

変更

・臨時財政対策債	限度額	変更前	500,000千円
		変更後	554,800千円

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第61号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
--------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ254万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ34億8千754万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	744,570	374	744,944
繰越金	1,000	2,173	3,173
歳入合計	3,485,000	2,547	3,487,547

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	96,193	748	96,941
諸支出金	1,002	1,799	2,801
歳出合計	3,485,000	2,547	3,487,547

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理事業	748	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還事業	1,799	介護長寿課

[ 保健福祉部：介護長寿課 ]

議案第62号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
<p>1 要 旨</p> <p>水道事業会計、債務負担行為の限度額3億2,197万円を設定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市上下水道料金等徴収業務委託について令和2年度から令和6年度までの5年間の委託業者選定を行うため、契約期間の債務負担行為限度額を設定するもの。</p> <p>ア 債務負担行為限度額 321,970千円</p> <p>イ 債務負担行為設定期間 令和元年度から令和6年度（6年間）</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：水道課 〕</p>	



議案第63号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）
--------	------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、資本的収入に960万円を追加し、資本的収入総額を2億5,780万7千円とし、資本的支出に764万1千円を追加し、資本的支出総額を7億9,549万円とするもの。また、それに伴う流域下水道事業の起債限度額に960万円を追加し2,450万円とするもの。

さらに、企業会計移行に伴う打切り決算における「予算書第4条の2」の未収金、未払金の確定に伴いそれぞれ、未収金1億4,331万1千円、未払金2,324万5千円とするもの。

2 内 容

(1) 資本的収入の補正

- ・流域下水道建設負担金の増額に伴う企業債の増額補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
資本的収入	248,207	9,600	257,807

(2) 資本的支出の補正

- ・流域下水道建設負担金の増額補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
資本的支出	787,849	7,641	795,490

(3) 未収金・未払金の額の補正

- ・予算書第4条の2のうち、未収金・未払金の額を確定するもの

(4) 流域下水道事業の企業債限度額の補正

- ・流域下水道建設工事費の増額補正に伴う限度額補正

[建設部：下水道課]

議案第64号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）請負契約の締結について
<p>1 要 旨</p> <p>防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 工事名称 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）</p> <p>（2） 工事概要 屋外拡声子局設備 48基</p> <p>（3） 請負金額 236,304,000円</p> <p>（4） 相手方 茨城県土浦市桜町4-3-20 NECネットエスアイ株式会社 茨城営業所 所長 亀田 憲二</p> <p>（参考）</p> <p>工期 議会議決日の翌日 から 令和3年3月12日 まで</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：検査管財課 〕</p>	

議案第 6 5 号	かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得について
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市立下稲吉中学校用地を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 取得する財産    かすみがうら市立下稲吉中学校用地</p> <p>(2) 所            在    かすみがうら市下稲吉字逆西十一番山</p> <p>(3) 地            番    2 2 7 3 番 1 6</p> <p>(4) 地            積    7, 1 5 9 m<sup>2</sup></p> <p>(5) 地            目    畑</p> <p>(6) 用 途 地 域    市街化調整区域</p> <p>(7) 取 得 価 格    4 8, 8 8 0, 7 9 0 円</p> <p>(8) 契約の相手方    石岡市在住の個人</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：検査管財課 〕</p>	

議案第66号	平成30年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
--------	--------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳入総額①		17,865,100,611	17,781,619,711	0.47
歳出総額②		16,854,549,633	16,648,433,556	1.24
形式収支額③（①－②）		1,010,550,978	1,133,186,155	△10.82
繰越 財源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額	47,077,000	71,300,002	△33.97
	計④	47,077,000	71,300,002	△33.97
実質収支額⑤（③－④）		963,473,978	1,061,886,153	△9.27

※ 繰越明許費繰越 → 総務費 1事業 ( 1,415 千円)  
 農林水産業費 1事業 ( 1,410 千円)  
 商工費 2事業 ( 5,856 千円)  
 土木費 2事業 (108,493 千円)  
 教育費 2事業 ( 9,404 千円)

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第67号	平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	--------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		4,708,820,827	5,321,850,086	△11.52
歳 出 総 額 ②		4,689,246,238	5,310,790,354	△11.70
形式収支額③ (①－②)		19,574,589	11,059,732	76.99
繰 越 財 源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額			/
	計 ④			/
実質収支額⑤ (③－④)		19,574,589	11,059,732	76.99

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第68号	平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	---------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額	①	790,143,295	743,291,335	6.30
歳 出 総 額	②	787,433,345	736,438,891	6.92
形式収支額③ (①－②)		2,709,950	6,852,444	△60.45
繰 越 財 源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額			/
	計 ④			/
実質収支額⑤ (③－④)		2,709,950	6,852,444	△60.45

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第69号	平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		1,018,658,299	1,136,679,324	△10.38
歳 出 総 額 ②		1,018,658,299	1,117,719,906	△8.86
形式収支額③ (①－②)		0	18,959,418	皆減
繰越 財源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額	0	1,963,400	皆減
	計 ④	0	1,963,400	皆減
実質収支額⑤ (③－④)		0	16,996,018	皆減

※ 平成31年4月1日から公営企業法を全部適用することにより、企業会計へ移行

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第70号	平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について
--------	--

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		434,578,115	442,073,607	△1.70
歳 出 総 額 ②		434,578,115	430,553,266	0.93
形式収支額③（①－②）		0	11,520,341	皆減
繰 越 財 源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額			/
	計 ④			/
実質収支額⑤（③－④）		0	11,520,341	皆減

※ 平成31年4月1日から公営企業法を全部適用することにより、企業会計へ移行

〔 市長公室：政策経営課 〕



議案第71号	平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について
--------	--

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		平成30年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3,457,627,002	3,347,957,633	3.28
歳 出 総 額 ②		3,379,163,907	3,131,627,121	7.90
形式収支額③ (①－②)		78,463,095	216,330,512	△63.73
繰越 財源	継続費通次繰越額			/
	繰越明許費繰越額			/
	計 ④			/
実質収支額⑤ (③－④)		78,463,095	216,330,512	△63.73

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第72号	平成30年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
--------	------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

(1) 収益的収支（税抜き） (単位：円、%)

区 分	平成30年度	(参考)前年度	対 比
収 益 的 収 入 ①	973,543,634	981,169,279	△ 0.7
収 益 的 支 出 ②	924,498,887	938,551,078	△ 1.5
差 引 ③ (① - ②)	49,044,747	42,618,201	15.0
当年度純利益又は純損失	49,044,747	42,618,201	15.0
当年度末処分利益剰余金	829,448,767	780,404,020	6.2

(2) 資本的収支（税込み） (単位：円、%)

区 分	平成30年度	(参考)前年度	対 比
資 本 的 収 入 ①	305,135,900	277,298,800	10.0
資 本 的 支 出 ②	587,035,677	557,936,915	5.2
差 引 ③ (① - ②)	△281,899,777	△ 280,638,115	0.4

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額281,899,777円は、消費税資本的収支調整額22,419,645円及び過年度分損益勘定留保資金259,480,132円で補填した。

[ 建設部：水道課 ]